2023 年　卒業論文

# なぜ包括的性教育は日本の公教育で普及しないのか

明星大学　国際コミュニケーション学科

担当教員：毛利聡子

学籍番号：20H1-046

氏名：末吉海凪

# 目次

第１章　序論…… 3
第２章　日本における性教育…… 5
第３章　海外における包括的性教育……13
第４章　海外比較による日本の性教育の問題点と考えられる改善策……18
第５章　結論と今後の課題……28
参考文献・参考サイト……30

## 第１章：序論

世界各地で性暴力や望まない妊娠、様々な性的指向と性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)に対する偏見差別などの人権侵害が後を絶たない。日本国内でも、乳児遺体遺棄事件や性暴力事件、性感染症等が常に問題になっている。また、各国で同性婚の法制化が少しずつ進んでいるとは言え、性的マイノリティに対する偏見差別や迫害が無くならないのも深刻な問題である。

世界保健機関（WHO）の調査によると[1]、2000 年から 2018 年の間、約 7 億 3600 万人の女性が親しいパートナーもしくはパートナーではない相手から身体的、性的暴力を受けているという。これは三人に一人がこれまでにいずれかの暴力を受けている割合であり、その異常性は特筆に値する。日本国内の子供と若者の性を取り巻く現状としては、厚生労働省が令和二年版として公表している衛生行政報告例(母体保護関係)によると、2020 年度の人口妊娠中絶届出件数は 141 433 件であった。また、図表１に示す通り、妊娠総数＝100 とした時の中絶割合では、14 歳以下が 79.6%、15 歳～19 歳では 61.9%と高い割合である。

図表１　妊娠 100 に占める中絶の割合

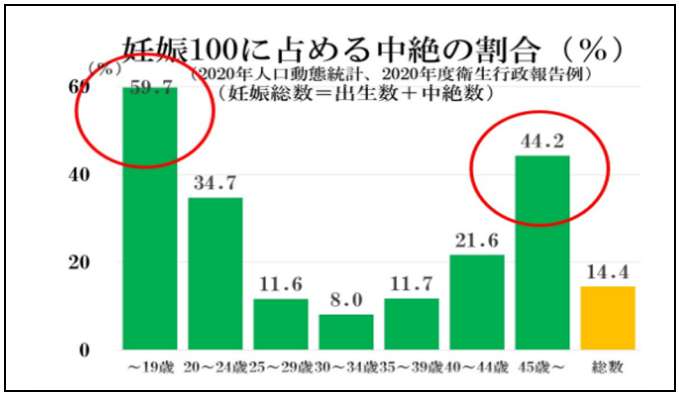


出展：一般社団法人　「家族と健康」ホームページ[2]より作成

こうした情勢の中、包括的性教育の重要性が叫ばれている。国際的に包括的性教育

[1] WHO(2021)「Violence against women」(https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/violence-against-women)　(2023 年 10 月 13 日閲覧).

[2] 一般社団法人日本家族計画協会(2022)「家族と健康」(https://www.jfpa.or.jp/kazokutokenko/topics/001431.html)( 2023 年 10 月 27 日閲覧)

が認知され始めたのは、2009 年に国連教育科学文化機関(UNESCO)を中心に発表された「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が発端である。これは性教育の指針を国際的に定めたものとしては世界初である。浅井ら(2020:97)は、包括的性教育を「セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的諸側面についての、カリキュラムをベースにした教育と学習のプロセス」としており、「人権尊重、ジェンダー平等と多様性を含む肯定的な価値観、そして、安全で健康的で肯定的な関係性を構築するための態度とスキル」を養うために発達段階に応じて幼少期から体系的に行われるものとしている。

各国では教育現場において包括的性教育に関する様々な取り組みがされており、戸口(2016)の論文などを中心に多様な実践例を見ることが出来る。しかし日本の教育現場では、公式には包括的性教育は導入されておらず、子供や若者はセクシュアリティについて学校で十分に学ぶことが出来ていない。石川(2018)は日本の中学校での性教育について、3 年間を通して平均 9.2 時間のみの実践となっており、フィンランドの約半分以下、フランスやオランダと比べてかなり少ない時間数だと述べている。また、石川(2018)は 2002 年の保守派による性教育バッシング以降[3]、日本の性教育は政治的な抑圧と規制、いわゆる「歯止め規定」を受けていること、現在行われている性教育の内容は極めて限定的かつ不十分であるとも指摘している。

包括的性教育を導入しているスウェーデンでは、望まない妊娠であろうとなかろうと父親にあたる男性の同意は無く、妊娠している女性が「産む」「産まない」を決められる。未成年でも親の同意は不必要であり、社会的制裁を一切受けずに個人の権利として産まない決断をすることができる。いわば「望まない妊娠を続けない権利」が公的に確保されているのだ。同じく包括的性教育を積極的に行っているオランダは、世界で初めて同性婚を実現した国であり、LGBTQ の人々が住みやすい風土が育っている。加えて、リヒテルズ(2018)によると、国内の 15 歳児の性交体験率は女子 16%、男子 15%であるという。特に男子は 40 か国の平均値よりも大幅に低いと言える[4]。コンドームについても女子の 65%、男子の 78%が使用しているなど、早期からの包括的性教育が「寝た子を起こす」ものではないのが分かる。

---

[3] 2002 年に旧七生養護学校にて行われた性教育が過激だとして、当時の与党が行ったバッシング

[4] 女子 17%、男子 24%

そこで、上記の現状と先行研究から、「なぜ日本の公教育では包括的性教育が普及しないのか」という問いをたてた。そしてこの問いに対して、「保健体育科以外の専科の中で、包括的性教育の概念を含めたカリキュラム化がされていないから」を仮説として研究を進めていく。そして日本の公教育においてどのような対策を行えば、包括的性教育を普及させることが出来るのかを明らかにしたい。また、本論文では公教育の定義として、公立の小学校から高校までを示す。今後の展開としては、第２章で包括的性教育について、および日本における性教育の実態を論述する。第３章では海外でどのように包括的性教育が実践されているのか調査し、第４章では２章・３章を踏まえたうえで考えられる日本の現状の要因及び改善策を考察し、第５章で結論と今後の課題について述べる。

## 第２章：日本における性教育

### 第１節：包括的性教育とは

まず、包括的性教育について詳しく述べていきたい。国際セクシュアリティガイダンスを日本語に訳したうちの一人、浅井（2020）は基本的要素を以下のように整理している。

図表２：包括的性教育の基本的要素

| | |
|---|---|
| 科学的で正確である | 徹底して事実と科学的根拠に基づいている |
| 漸進的である | 各段階を踏まえながら学んでいくスパイラル型カリキュラムである |
| 年齢・成長に即している | 子供の発達の変化も柔軟に対応する内容である |
| カリキュラムベースである | 教師が生徒の学習を支えるためのガイド的要素を持つ |
| 包括的である | 広範囲でかつ深い学習と繰り返しの学習に支えられている |
| 人権的アプローチに基づいている | 自分と相手の権利に気づき、誰かの権利が侵されている際には、それに対して立ち上がる力を育成することを目指している |
| ジェンダー平等を基盤に | ジェンダー規範がいかに不平等を作り出し、健康や幸福の阻害、性感染症、意 |

| | |
|---|---|
| している | 図しない妊娠、ジェンダーを基盤にした暴力等に影響しているかを学ぶ。 |
| 文化的関係と状況に適応させる | 文化や社会規範が個人の選択した関係形成にどのように影響しているか、そうした現実に対抗し、実践することで責任ある関係構築のスキルを養う |
| 変革的である | より平等で寛容な社会の構築と変革を目指している。 |
| 健康的な選択のためにライフスキルを発達させる | 賢明な選択と効果的なコミュニケーションが出来、自らの主張ができることを目指している |

出典：浅井春夫（2020）『包括的性教育』大月書店 より筆者作成

また、以下の８つのキーコンセプトが設けられているのも特徴である。ガイダンスの中では、キーコンセプトの中で更にトピックが分かれ、その名の通り包括的に性教育を捉えていることが分かる。

図表３：包括的性教育の８つのキーコンセプト

| | |
|---|---|
| ①人間関係 | ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ |
| ③ジェンダーの理解 | ④暴力と安全確保 |
| ⑤健康とウェルビーイングのためのスキル | ⑥人間のからだと発達 |
| ⑦セクシュアリティと性的行動 | ⑧性と生殖に関する健康 |

出典：浅井春夫（2020）『包括的性教育』大月書店 より筆者作成

PLAN YOUTH GROUP(2021)も論じているように、包括的性教育は人間の尊厳や他人を尊重すること、つまり人権を重視した上で性や生について科学的な根拠を基に学ぶことになっている。

## 第２節：性教育の変遷

第１節では包括的性教育の概念を確認した。本節では、まずは日本国内においてどのような性教育の変遷があったのか、そして現在どのような形で性教育が行われているのか論じていく。また、日本の公教育において包括的性教育が普及しない理由としてたてた仮説、「保健体育科以外の専科の中で、包括的性教育の概念を含めたカリキュ

ラム化がされていないから」という問いに対しても考察していく。

西岡(2018)は、日本の性教育は戦後の混乱期の中、大人や青少年の性行動に大きな変化が見られたことから「純潔教育」として始まったと述べている。60 年代にはテレビやラジオの普及から性に関する情報が氾濫、性解放の風潮があらわれた。そして 1970 年代後半、ようやく SEICUS の提唱するセクシュアリティ教育が日本の教育にも導入され[5]、普及するかと思われた。実際、1989 年には理科の学習指導要領で初めて「人の生殖」について触れることが認められた。しかし適切な性教育が社会に浸透し、実践される前に再び性文化や性風俗の解放化が進んだ。結果、石川ら(2018)は、日本でいう性教育は生徒の性の逸脱行動、問題行動に対する指導という側面が強くなったと述べている。理科の学習指導要領についても、1998 年の改定により再び人の生殖は扱わないものとされ、「妊娠の経過は取り扱わないものとする」という一文が加わった。いわゆる「歯止め規定」の制定である。過去に NHK が文部科学省に対して歯止め規定制定の経緯にまつわる行政文書の開示請求を行ったが[6]、返答は「はどめ規定が記載されるまでの経緯の詳細を示す文書はございません」であったという。

性教育バッシングが始まったのは 2002 年である。2001 年から厚生労働省所管財団法人「母子衛生研究会」が発行していた『思春期のためのラブ＆ボディ BOOK』が、2002 年当時衆議院文教委員会において山谷えり子議員によって問題視された。その後次々とジェンダーフリー教育に対するバッシング、当時現行だった性教育に対する「過激な性教育」批判などが自民党を筆頭に行われた。直接行政が学校教育における性教育に介入したのは、2003 年 12 月 23 日のことである。東京都七生養護学校の性教育実践が「行き過ぎた性教育」として議会で問題視された。障害のある小学生から高校生までの生徒が通う同学校にて行われた性教育の内容が過激であると自民党をはじめとする政界が批判、都教育委員会は教材を没収し、教員が処分される事態が発生したのである。同校で当時教員だった日暮かおるは、神戸新聞 NEXT「いのちを学ぶ」[7]

---

[5] 1964 年にアメリカで設立された性教育の専門機関。Sex information and education council of the united states の頭文字。

[6] NHK (2021)「学校の性教育で“性交”を教えられない 「はどめ規定」ってなに？」(https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210826a.html) 2023 年 11 月 28 日閲覧

[7] 神戸新聞 NEXT (2022)「いのちを学ぶ」

にて、思春期を迎えて様々な心身の変化に戸惑う生徒が多かったこと、生徒同士が性的な関係を持つ・性的ないたずらが行われることがあったことから、保護者も交えながら教材や授業内容が発案されたと経緯を述べている。指導内容について、同記事(2022)では以下のように述べられている。

性器の洗い方や月経、精通、避妊方法、気持ちの変化などさまざまです。成長の過程を説明し、『大人になってるんだね、怖くないよ』と伝えることを重視してきました。体の部位を歌詞にした『からだうた』や、男性器に見立てた注射器で白い液体を噴射する射精キットなどの教材もつくりました。障害の特性から説明だけでは伝わらず、夢精をおねしょと勘違いしてパニックになる子もいたからです

このように、七生養護学校の件を皮切りに、学校教育における性教育は与党をはじめとする保守派により、厳しい抑圧と規制を受けることとなった。

第3節：学校教育における性教育の位置づけ

政府や一部の議員による厳しい抑圧と規制を受ける中で、現行の学習指導要領で性教育はどのように位置づけられているのだろうか。政府機関が性教育について詳しく明記しているのは平成17年7月27日に文部科学省初等中等教育分科会教育課程部会が発行した「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況―すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは？―」である。同資料には、審議に留まるとは言え、日本の学校教育における性教育の位置づけが以下の通り明記されている。

（1）基本スタンスとして、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在かつ性感染症等を防ぐという観点から、子どもたちの性行為については適切ではない

---

(https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/inochimanabu/202201/0014965365.shtml)(2023年11月10日閲覧)

（2）性教育は人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とした上に行われるべきもの
（3）安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない
（4）その上で，心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識などの科学的知識を理解させること，理性により行動を制御する力を養うこと，自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成することなどが重要
（5）集団指導の内容と，個々の児童生徒の抱える問題に応じた個別指導の内容の区別を明確にして実施すべき
（6）発達段階などを考慮しないまま特別活動などで教えられて問題となっていることから，保健，道徳，特別活動等の役割分担とそれぞれの指導内容を明確化すべき
（7）身体の成長や性感染症等の科学的知識については保健で扱い，性に関する倫理的な面や人間関係の重要性などについては，道徳や特別活動で教えるべき

また、令和4年3月10日に文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課が発行した「学校における性に関する指導及び関連する取組の状況について[8]」では、「体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導すること」としているが、主に保健体育科目と特別活動の中での学習指導要領の記述を整理している[9]。各校種において、以下のように記載されている。

①小学校　四年生
「保健体育」
・体の発育や発達について。主に初経、精通、変声、発毛。
・男女の違いや、異性への関心について。
「特別活動」
・心身の健康と安全のための生活態度の形成

[8] 文部科学省　(2022)「学校における性に関する指導及び関連する取組の状況について」https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000838180.pdf
(2023年10月21日閲覧)
[9] 校種によって変動はあるが、特別活動とは主に「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」のことを言う。

②中学校　三学年

「保健体育」

・エイズや性感染症について

・性的接触をしないこと、コンドームの使用などについて触れる

「特別活動」

・男女相互の理解と協力

・思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

③高校　一学年もしくは二学年

「保健体育」

・感染症や生涯を通じる健康の保持増進などについて

・思春期と健康、結婚生活と健康などを取り扱う。

・性に関する情報等への適切な対処について

・受精、妊娠、出産について、家族計画の意義や人工妊娠中絶について

・妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については必要に応じ関連付けて扱う程度とする

「特別活動」

・男女相互の理解と協力

・生命の尊重など

なお、中学校までは保健体育の指導内容に「発達の段階を踏まえ、学校全体での共通理解や保護者の理解を得る」という部分が入る。

また、文部科学省は令和三年度から生命(いのち)の安全教育推進事業を開始している。「性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない。昨年決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者・被害者・傍観者にさせない」ための「生命（いのち）の安全教育」を地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を加速し、全国に展開していく必要がある。」とし、全国での積極的な活用を推進している。各段階では幼少期、小学校(低・中～特別支援学級～

高学年)、中学校、高校(大学、一般)で分かれており、基本は性暴力の防止に中心が置かれている。しかし、相手との適度な距離感やパーソナルスペース、性被害に遭った際の心的ケアの部分が大部分を占めており、やはり妊娠出産の過程などについては記載がなく、また緊急避妊薬などについての記載もない。

第 4 節：国内における性教育の実施状況

最後に、全国の公立学校における性教育実施の現状を見ていく。序論にもある通り、現在の日本の性教育は「生徒の性の逸脱行為や問題行動への対処という生徒指導の側面が強調されるものとなっている」(石川, 2018:20)。具体的な内容としては、思春期の身体変化や生命の誕生(ただし妊娠の過程は取り扱わない)、性感染症が主な内容に留まっている。性教育の時間数も三学年合計で平均 9.2 時間という結果も橋本(2011)は明らかにしていた。

戸口(2016)の論文からは、学校や地域によっては高校の総合の時間を用いた「人間の性と生」の授業、特定非営利活動法人 ReBit を招いての LGBTQ に関する講演、同団体による小学校での絵本活動等が行われていることが分かった[10]。しかしすべての地域や学校で同じことが行われているわけではなく、またそれらの実践もまだ様々な性教育の要素を含む包括的なものではない。実際に、2021 年 6 月に NGO 団体である PLAN YOUTH GROUP(以下 PLAN)が、発行した「ユースから見た日本の性教育の実態調査報告書」では、現行の性教育では（１）性交渉、妊娠、避妊に関する内容があいまいで実践的な知識が得られないこと、（２）ジェンダーセクシュアリティ、人権、人間関係、プライベートゾーンに関する説明が不十分であることが指摘されている。

加えて、政府は主な性教育実践の場として道徳での例を特に挙げていないが、包括的性教育のキーコンセプトにもある「①人間関係」「②価値観、人権、文化、セクシュアリティ」「③ジェンダーの理解」は道徳の時間内にも扱われる内容だと考えられる。現在現行の「特別の教科道徳」の学習指導要領には、前述三点の観点に当てはまる内容として以下の目標が記載されている。

---

[10] 様々な家族の在り方を絵本で学ぶ

図表４　特別の教科道徳　中学校学習指導要領(平成 29 年告示)内容

| B　主として人との関わりに関すること | | |
|---|---|---|
| 思いやり | 感謝 | 異性理解 |
| C　主として集団や社会との関わりに関すること | | |
| 家族愛 | 自国の文化尊重 | 国際理解 |

出典：文部科学省（2017)『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説　特別の教科道徳編』より筆者作成

友人や家族への感謝や思いやりの大切さなど教材を通し学び、人間関係の構築について学ぶという点では問題ない。しかし、相互理解として挙げられているものが異性愛中心であること、および異性愛を前提とした家族愛が取り上げられていることから、多様なジェンダーやセクシュアリティ、家族観については不十分であると言える。昨今の時代風潮の変化を受けて、保健体育や道徳などの教科書会社が独自に教材の内容を多様化させ始めていることは希望が持てるが、いずれも文部科学省による教科書採択の時点で不採用にされる教科書も少なくないのが現状である[11]。

ここでもう一度「保健体育科以外の専科の中で、包括的性教育の概念を含めたカリキュラム化がされていないから」という仮説について考察したい。文部科学省は性教育を「体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導すること」と位置付けてはいるものの、それ以上に具体的なカリキュラムを定めているわけではなく、学校や地域の裁量に任せている側面がある。最新の生徒指導提要には性的少数者の生徒に対して教職員に望まれる配慮に関する記載が、取り組みとしては生命の安全教育などが新たに加わったが、生命などを扱う理科を除く専門科目の学習指導要領にはいまだ性教育の要素は見当たらない。また、そもそも保健体育科と理科で扱われる性に関する事項は国際セクシュアリティガイダンスに基づいていると言えるわけではなく、特別活動等に関しても不十分な内容である。つまり、カリキュラム化がなされていないという仮説は正しく、さらに言えば「日本の公教育の科目では包括

[11] 東京新聞 web (2020)「東京すくすく」( https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/education/29092/　(2023 年 10 月 14 日閲覧)

的性教育に関するカリキュラムがないから」と言えるだろう。ではなぜ、日本では包括的性教育が実施できないのだろうか。この問いに対しては、はどめ規定の存在が理由として挙げられる。第３章第一節で明らかになったように、日本の学習指導要領には保健体育、理科において「妊娠の過程については取り扱わないものとする」というはどめ規定が存在する。同章第二節では、文部科学省の発行している文書から性教育に対する位置づけを見たが、子供たちを「社会的責任をとれない存在」とし、「性行為は適切ではない」ために「安易に具体的な避妊方法などの指導に走るべきではない」としていた。この前提がはどめ規定を作り、現在の日本の公教育における適切な包括的性教育の実施を阻んでいると考える。

## 第３章：海外における包括的性教育

### 第１節：各国の実践状況

包括的性教育を教育現場で実践している国は既に実在する。本節では海外における実践例を、書籍や論文、各国の公共機関が発行している資料などを読み取ったうえで著者がまとめていく。

#### （１）アメリカ：国独自でも定められた包括的性教育

1964 年に SEICUS (Sex information and education council of the united states)が設立され、国内独自でも包括的性教育を推進している。1991 年に“人間と性”教育研究協議会(以下「生教協」)が出版した「包括的セクシュアリティ教育ガイドライン」内では①人間の発達②人間関係③対人関係のスキル④性行動⑤セクシュアルヘルス⑥社会と文化という六つの概念と 39 のトピックスがあることを明らかにしている。アメリカには文部科学省のような国全体の学習指導要領はなく、州ごとに異なるが、1980 年代のエイズの流行にもより、ほとんどの州で性教育が義務付けられている。

SEICUS が 2022 年に発行している「Sex Ed State Law and Policy Chart SIECUS State Profiles: July 2022」によると、50 州のうち、以下の州で義務付けが行われていることが判明した。

a, 9 の州と地域が性教育を義務づけられている。
b, 38 の州が HIV 教育を義務付けられている。
c, 24 の州が、国連が出している包括的性教育のコンセプトにも基づき、「性教育」「HIV 教育」「健康や人間関係(概要、もしくは詳細)」のうち三つ以上を実践している。また、そのうちどれかのカテゴリーは州による何らかの法や条例などで義務付けられていることが多い。
d, 10 の州が、性教育を行う際の学校のスタンスとして、「LGBTQ の生徒に対して包括的(inclusive)である」とされる。
e, 11 の州が、性教育を行う際に教師に行う、「教師に研修を行う」「教師に専門知識の証明を求める」「研修への参加を求める」のうち、2 つ以上の項目に当てはまっている。アラスカ州、カリフォルニア州に至っては 3 つすべてである。

また、保護者への対応も州ごとに分類できる。SEICUS は opt-in 型と opt-out 型に分け、性教育の前に保護者の許諾をとる方式を前者、許諾なしに行う方式を後者とした。ほとんどの州が opt-out 型であったが、そうであっても学校は基本性教育の前に保護者に教える内容と教える教師について報告を行うという。また、opt-out 型では、子供へのペナルティなしで保護者が退席させることも認められていることが分かった。

### （2）スウェーデン：多様な教科で行われる包括的性教育

スウェーデンには日本でいう学習指導要領があり、「Curriculum for the compulsory school, preschool class and the leisure-time centre 2018」より、それぞれの教科のカリキュラムを見ることができる。以下は包括的性教育の要素を含んだ教科内のシラバスを、筆者が英訳して一部をまとめたものである。

① 体育と健康(Physical education and health)
・スポーツやそのほかの身体運動における個人の選択がどのようにジェンダーなどへ

影響するのか

②生物学(Biology)
・メンタルヘルス、フィジカルヘルスがどのように健康や運動、社会的な関係や薬物依存に影響するのか。通常疾患とその予防、対処について
・思春期、セクシュアリティ、生殖と自己同一性、ジェンダー平等や対人関係、愛、責任について
・性感染症と予防について
・歴史的、社会的レベルから見た望まない妊娠について

③社会(Social study)　※総合教科としての記述
・良い子と悪い子、善と悪、友情や性的役割、人間関係の中での問題について
・児童の権利に関する条約、すべてのひとの基本的人権について

④公民(Civics)
・家族、多様な同棲形態、ジェンダー平等と性的役割について
・大衆文化やメディアの中でのセクシュアリティとジェンダー表象
・子供の権利に関する条約を含むすべての人権の意味とその重要性について
・若者のアイデンティ、ライフスタイルやウェルビーイングについてと、どのようにそれらが社会経済の背景や SOGI[12]によって影響を受けているか

⑤宗教(Religion)
・良い子と悪い子、善と悪、友情や性的役割、人間関係の中での問題について
・アイデンティ、女性と男性、ジェンダー平等、セクシュアリティにまつわる人権侵害などの道徳的な問題
・何が良い人生であるのかの問い、何が“良い”を意味するのかの問い
（３）フィンランド：細かい領域に分けての実践

[12] Sexual Orientation & Gender Identity(性的指向と性自認)の頭文字。

橋本(2006)の著書に書かれる実践例や現状を紹介する。まずフィンランドにも日本の学習指導要領にあたる「national core curriculum」が存在する。7~10 歳にあたる学年では環境と自然科学の領域で人間の成長・発達・多様な段階、また生殖器の名前を含む人体の器官の名前等を扱う。ほかにも、人間の多様性や他者への配慮、自分の行動責任などについては生物と地理といった教科で扱われる。日本の中学校と高校にあたる学年では、「生物」の四領域のうちの「人間」にて生殖、人間性の発達における遺伝と環境の重要性などがあげられる。普通高校の生物では、6 領域のうちの「人間の生殖」にて性的発達とセクシュアリティ、受精、妊娠、分娩が、「人間のライフサイクルと社会的本質」にて社会的側面が取り上げられている。加えて、中学校に相当する 7-9 学年の中の「健康教育」でも、以下の表の取り組みがなされている。

図表 4 , 7-9 学年(中学校に相当)の「健康教育」での分野

| | |
|---|---|
| ① 成長と発達 | セクシュアリティの発達 |
| ② 日常生活の選択能力と健康 | 人間関係、セクシュアリティ、性行動とこれに関係した価値規範 |
| ③ 健康、社会と文化 | 健康管理、福祉サービス、NGO など |

出典：橋本紀子(2006)『フィンランドのジェンダー・セクシュアリティと教育』より筆者作成

また、実践例としては、こどもの基本的な身体変化及び性心理発達段階に即した内容のディスカッションがよく行われるという。

（4）オランダ：国と家庭すべてが包括的に行う性教育

オランダは性教育先進国であり、2001 年に世界で初めて同性婚を法制化した国でもある。リヒテルズ直子氏の著書『0 歳から始まるオランダの性教育』(2018)より、筆者がまとめる。

同国では、2012 年に特別支援学校を含むすべての初等教育及び中等教育前期(日本の中学校までにあたる)で、性教育が義務化された。家庭での性教育実践も盛んで、0 歳から始まるとも言われている。日本の学習指導要領と同じように中核目標がそれぞ

れの段階で設けられているが、到達までの方法は学校ごとに異なることが認められている。実践内容は一般的な性教育と、2012 年より新しく義務化された性の多様性の二つに分けられる。

図表 5　オランダで行われている包括的性教育

| 狭義での性教育 | 新しく加わった性教育 |
|---|---|
| ・身体的発達<br>・生殖および妊娠出産<br>・望まない妊娠や性暴力から身を守る<br>・社会性や情動の発達<br>・家族や恋人などとの関係性 | ・性の多様性<br>・セクシュアルマイノリティの権利<br>・ジェンダー・セクシュアリティ観 |

出展：リヒテルズ直子(2018)『0 歳からはじまるオランダの性教育』より筆者作成

また春になるとルトガース研究所[13]、教育文化科学省、地域の保健所が「春のもぞもぞ週間[14]」と名付けて性教育の強化を呼びかける。性教育の授業の中では、教科書を基準に教えるのではなく、教員がこどもたちと共に輪になって座り、対話やゲームを通じて安心できる雰囲気の中で行われることが多い。ICT の活用はもちろん、避妊具や生理用品の現物を実際に手に取る・創作の中の役割を演じるロールプレイング・グループでの調べ学習など多様な方法で授業実践がされている。また、初等学校においてはほとんどの科目が教科横断的に行われるため、理科や社会、国語や算数などと組み合わせて性教育を行うことが可能である。

そもそもオランダでは 0 歳から家庭において性教育が広く行われており、子供たちがある程度基礎的な知識を持っているうえで学校での性教育が行われる。例えば友達との関係、恋愛感情、性行動と避妊、ネットリテラシー、ジェンダー規範、セクシュアリティなど広い分野にわたってまんべんなく取り扱われている。特にそれらの分野を取り扱う際に、男女二元論や異性愛主義は見られず、ごく自然に性的マイノリティーの存在も取り入れながら教育がされる。

[13] 性に関する問題を扱う機関として最古かつ最大規模である研究所
[14] お腹がもぞもぞこそばゆいという意味の“Kriebel in buik”をもじっている。

更に、前述したようにオランダでは特別支援学校も性教育の義務化がなされている。障害を持つ生徒は一人一人特別なニーズが異なる。そのため特性や教育的ニーズに合わせた豊富な教材が、様々な団体や機関の開発によって使用できるという。

### 第２節：各国の実践例から分かること

これらの実例はあくまで一部であるが、少なくとも包括的性教育を実践している国では、国際セクシュアリティガイダンスに基づいた観点での実践を行っていることが分かる。アメリカでは、同ガイダンスだけでなく国内独自のガイドラインも設け、性教育を行う教師に研修などを義務付ける州も存在しているのが特徴的であった。また、特に包括的性教育の先進国であるスウェーデンやオランダ、フィンランドでは、独自の科目や教科の制定、期間などをそれぞれ設けていることも見て取れた。加えて、専門科目の制定だけでなく、理科や社会などの普通教科の中でもカリキュラムとして包括的性教育の要素が含まれていることも特徴的であった。いわば、「保健体育の枠を大幅に出た形での性教育」が国または州等の方針として掲げられており、それぞれの学校で実現されている、もしくは実現に向かっているということが言える。

## 第４章：海外比較による日本の性教育の問題と考えられる改善策

### 第１節：日本における性教育の問題の要因

第２章では日本における性教育の現状を見た上で、はどめ規定の存在が包括的性教育の実践を阻んでいると述べた。また、日本の性教育の問題点も明らかとなった。第３章では包括的性教育が進んでいる四か国の実践例を取り上げた。ここで、日本と四か国が国の方針として定めている性教育の内容を、国際セクシュアリティガイダンスの提示する八つのキーコンセプトに当てはめてもう一度整理したい[15]。

[15] ○が公式に方針として書かれているもの、△が学校や地域によって実施されているもの、？は実践例が確認できなかったものとする

図表６　４カ国と日本の比較

| キーコンセプト | アメリカ | スウェーデン | フィンランド | オランダ | 日本 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①　人間関係 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(道徳)(生命の安全教育) |
| ②　価値観、人権、文化、セクシュアリティ | ○ | ○ | ？ | ○ | △ |
| ③　ジェンダーの理解 | △ | ○ | ○ | ○ | ○(但し男女二元論ベース) |
| ④　暴力と安全確保 | ？ | ？ | ？ | ○ | △(生命の安全教育) |
| ⑤　健康とウェルビーイングのためのスキル | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(保健体育) |
| ⑥　人間のからだと発達 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(保健体育) |
| ⑦　セクシュアリティと性的行動 | △ | ○ | ○ | ○ | △ |
| ⑧　性と生殖に関する健康 | ○ | ○ | ○ | ○ | ×(はどめ規定により不十分) |

図表６からわかるように、オランダがいかにすべてを網羅して行えているかが顕著である。また、その他の国においても、州や地域差、学校差はあるとはいえ、国の掲げている方針として○をつけられる所が多かった。一方、④の暴力と安全確保に関しては、国が学習指導要領のような形で掲げている目標やカリキュラムの中に見ることがあまりできず、日本は生命の安全教育という形で行っていることが分かった。しかし問題点として、この生命の安全教育は 2023 年より政府が推進を始めたものであり、現在どの程度の学校が実際に実践しているかが明らかではない。また、第二章でも述べたが、教材の中でも特に具体的な避妊方法や緊急避妊薬についての情報などは記載されておらず、性暴力などから身を守る教材であるのにも関わらず、その内容は不十分であると言える。③ジェンダーの理解に関しては、スウェーデンフィンランドオラン

ダは特に性的マイノリティーや性の多様性を含んだうえでの相互理解と言えるのに対し、日本はあくまで男女理解、男女平等のみであり、性の多様性を含んでいるとは言えない。⑧性と生殖に関する健康に関しても、日本以外の国は妊娠の過程、性交について教えないものとするという文言はなく、やはりはどめ規定が存在しているのは日本だけであった。

これらの比較より、筆者が考える日本の性教育の問題の要因は以下の二点である。

（1）性教育の持つ政治的な意味が大きいから
（2）道徳教育の中で道徳心と人権意識が混同されて教えられているから

そこで、第2章で見た海外での実践例とも比較しながら、第2節では日本国内における性教育の問題の原因を分析する。そして第3節で、現状の中で考えられる改善策を提示していきたい。

## 第2節　日本の性教育の問題の要因

### （1） 性教育の持つ政治的な意味

はじめに、国連人権理事会が第四回 URP 審査の勧告として日本政府に行った要求とその回答を挙げる[16]。2023 年 1 月 3 1 日の審査の時点で日本政府には人権問題に関する 300 の勧告が出されたが、その中に包括的性教育の導入、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツに基づく堕胎罪の廃止、性的マイノリティーの人権の確保などが含まれていた。そして 7 月 10 日、政府から出された回答は、いずれも「受け入れない」であった。性的マイノリティーの人権問題や女性の妊娠中絶等の問題は包括的性教育と地続きであり、その教育を行わないとはっきり意思表示をしたということは生と性に関わる全ての自己決定権、人権を守るための教育を蔑ろにする意

[16] ヒューライツ大阪（2023）「国連人権理事会、第 4 回 UPR 審査の勧告に対する日本政府の回答結果文書を採択①＿「フォローアップ」編（7/10）」(https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2023/07/upr710.html)（2023 年 11 月 30 日閲覧）

向である事と同意義に捉えられる。実際に「ジェンダー問題が極めて政治性のある課題である」(浅井, 2006:18)と言われているように、日本国内における性教育バッシングの流れ、政府の意向、歯止め規定の存在を考えれば、必然的に性教育というものが政治的に大きな意味を持っているのだと解釈できる。

性教育バッシングが本格的に行われ始めた 2002 年以降、政権は 2009 年～2012 年の民主党政権を除くと常に自民党ら与党が握っている。そんな中で、長きにわたり性教育バッシングや性教育現場への介入を行っているのは自民党ら与党と、一部国会議員や教育系研究者らが属する「新しい歴史教科書を作る会」、産経新聞、統一教会系団体であると浅井(2006)は論述している。実際に、2005 年に安倍晋三、山谷えり子、萩生田光一らで結成された「過激な性教育・ジェンダーフリー教育・実態調査プロジェクトチーム」が発足したのも山谷えり子が 2002 年より性教育バッシングの流れを展開してきたからである。彼らのバッシング手法は「性教育のねらいとプロセスを無視して恣意的に一部を取り上げ」(浅井, 2006: 36)ることであり、また性教育は共産主義である、というような政治的潮流に対して位置づけていることだと言える。バッシングを行う彼らの包括的性教育に対する主張は一貫しており、それは家父長制社会を基盤とした家族制度の崩壊、そして「男らしさ・女らしさ」というイデオロギーの崩壊につながるために“過激な”性教育をするべきではないというものである。山田(2006)は、新自由主義政策による子供・若者の問題の原因を家族に求め、伝統的な家族的価値を回帰させることが政策として強化されていると述べている。また、2005 年当時自民党党員である野田聖子が中日新聞にて、「女は家を守り、子を育てるのが本業。男のまねをするから少子化になった」「若い人が減ることは防衛に携わる人が減ることにだって繋がる。将来の安全保障にも影響を及ぼす問題なのに(後略)」などと述べていることを鑑みると、軍事的な部分における憲法改正をめぐる問題と家族イデオロギー、男らしさ・女らしさイデオロギーに関連があると言えよう。実際に新しい歴史教科書を作る会は、家庭科教科書における「性差の否定」「家族の多様化」「性の自己決定」「大人と子供の関係」を問題視していると山田(2006)は指摘していた。同会はそれぞれ①個人の自立と平等なパートナーシップというキーワードが伝統的家族を否定している②母性や父性という言葉ではなく親性や育児性という言葉を使うことで男らしさ女らしさという性差を否定している③性的自立、性的自己決定権が強調されている④子どもを権利行使の主体と位置付けている ことが問題だとしているという。家

庭科教科書が挙げる概念はまさに女は内、男は外のような性別役割分業の廃止、性的多様性の受容や家父長制に基づく家概念の解体、女性のリプロダクティブヘルス・ライツの推進、そして子供一人一人が主体的に自分の性や生き方に責任を持つことの推進を取り入れたものである。

また、現在、公立の学校で使用される教科書は文部科学省の定める学習指導要領に沿ったものでなければならず、さらに教科書検定審議会の審査に合格したものでないと使用が認められない。そのことから検定は国家の意向を反映できる制度であると言え、鶴田(2006)は、保守派の主張する「伝統的家族観」や「男らしさ・女らしさイデオロギー」をはじめとする家族観の揺らぎは、国家の基礎の揺らぎであるとして捉えられていると述べていた。

加えて、東京都でも教育委員会や都区市議員が七生養護学校に不当介入したように、「子供たちの発達やそれらの教育実践に関心があるのではなく、”問題“をつくり上げることで、教育現場を支配・強制管理する口実づくりにこそねらいがある」(浅井, 2006:34)とも言われている。

つまり、包括的性教育は性別役割分業や家父長制に基づく「伝統的家族観」、そして国を守るための「男らしさ・女らしさイデオロギー」という性別アイデンティティーを脅かすものであり、教育への介入という意味でも国家構築という意味でも政治的に大きな意味を持っていると言える。

（２）道徳教育の中の道徳心と人権意識の混同

人間固有の性、そして生命にまつわる多様なことを学ぶ包括的性教育の根底には、人権教育があると考える。日本の公教育における人権教育と言えば、文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議から発行されている、「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次～第三次とりまとめにて具体的に見ることができる。このとりまとめでは、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と定義し、人権教育を「知識の共有、技術の伝達、および価値の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとしている。

実際に、①人権に関する知的理解を深める「知識的側面」②知識を実践に結びつけるための「価値的・態度的側面」③責任を負う技能やコミュニケーション技能、問題解決に向かうための技能などの「技能的側面」 の三点を、人権教育を通じて育てるべき資質・能力だとしている。これらの人権教育は特定の科目で行うことを前提とされておらず、教育課程全体で養っていくこととされている。しかし実情としては知識的な部分を社会科でも学ぶとはいえ、特別の教科道徳での実践が学校教育における人権教育の中心となっているうえ、文部科学省も人権教育の推進として、道徳教育の充実を図っている。

日本の道徳教育の核は「内面的な資質である道徳性や道徳的実践力に焦点を当て、よりよく生きようとする豊かな心を育てる教育活動」(島, 2013:27)である。そして小学校及び中学校での道徳では、「A, 主として自分自身に関わること」「B, 主として人との関わりに関すること」「C, 主として集団や社会との関わりに関すること」「D, 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の四つの区分及び各区分の中でさらに細かく分類された、最大 22 の内容をすべて学ぶ。島(2013)は、人権教育と道徳教育を統合したり読み替えたりすることは決してできないとしながら、この道徳教育が、人権教育に求められる三つの側面のうちの「知識的側面」もしくは「技能的側面」の要素を担っていると述べていた。そしてその事実こそが、日本の道徳教育の中で道徳心と人権意識が混同され、適切な人権教育を行えていないと考える所以である。

第三章でスウェーデンの Religion(宗教)の科目で定められているカリキュラムを見た。橋本(2019)は、ヨーロッパや北欧諸国では、アジア諸国と違って道徳的な授業は設けられていないが、それに代わり市民性や倫理性を養うための「公民」「宗教」「倫理」などが設けられていることを明らかにしている。まさにスウェーデンの「宗教」もその例であるが、“Teaching should create the conditions for pupils to develop a personal attitude to life and an understanding of how they and others are thinking and living.” “It should also contribute to pupils developing their capacity to act responsibly in relation to themselves and their surroundings.”と学習指導要領に記載されているように、いかにより良い人生について考えて生きるか、他人と相互理解に努めながら責任をもって関わり合うかなど、それらの基本的な意向は日本の道徳と変わらない。しかし具体的な内容項目には、「良い子と悪い子、善と悪」、「友情や性的役割、人間関係

の中での問題」などだけでなく、「アイデンティ、女性と男性、ジェンダー平等、セクシュアリティにまつわる人権侵害などの道徳的な問題」「基本的人権、および子どもの権利条約に基づく子供の人権」と、はっきり人権にまつわることを取り扱うこととする記載がある。加えて言えば、スウェーデンでは宗教の授業だけでなく様々な科目で人権意識、包括的性教育の概念を含めた授業展開がなされていることを第二章では論じた。

日本の道徳においては、そこまで的確に定められていないものの、マララ・ユスフザイや杉原千畝について、障害者を題材にしたものなど、教科書で扱っている内容によっては基本的人権や平等性などを学ばせる機会はあると言える。しかし、橋本(2019)が様々な道徳教科書を比較して指摘しているように、依然としてジェンダー平等や人間の多様性などについて不完全な点も多い。何よりも、道徳(もしくは社会科)の中だけでは、人権にまつわる三つの資質・能力を涵養することはできない上、道徳の授業が中心の人権教育となっている現状では、道徳性＝人権意識という間違った混同を生んではいないだろうか。やさしさ、思いやり、正義、自他尊重、それらの内面的な道徳心と、すべての人が固有である人権を侵害してはならない、誰もが人権に守られるべきであるという人権意識は別である。

以上の点で、道徳教育の中での道徳心と人権意識の混同が行われているが故に、基本的人権の尊重や女性のリプロダクティブヘルス・ライツを守ることを前提とした包括的性教育はそもそも受け入れられていないのだと考える。

## 第３節：考えられる改善策

ここまで、第１節と第２節において日本の公教育で包括的性教育が普及しない要因を二つ考察した。第３節では、最後に現時点で考えられる改善策について論じる。前提として、包括的性教育が政治的な意味を持っていることから、はどめ規定についてや、国の方針を根底から変える必要は不可欠であるが、そのための策については本稿では触れない。以下、筆者の考える現状に対する改善策である。

### （１）教員養成の時点で各教科における包括的性教育の概念を含めた実践法を学べるようにする

（２）学校外部との連携や研修を強化し、包括的性教育を十分に実践できる人材を確保する
（３）道徳授業における、「価値的・態度的側面」「技能的側面」の涵養による人権意識の育成

① 包括的性教育の概念を含めた実践法を学ぶ教員養成

各国の実践例を見て、様々な教科において包括的性教育の概念が浸透していることが分かった。一方で日本は依然として保健体育が性教育の中心であり、性教育の内容も不十分なうえ、他教科ではかろうじて理科での実践にとどまっていることが多いのが現状である。そこで、教員養成の時点で包括的性教育の概念を取り入れながらどのように各教科の指導ができるのかということを体系的に学べるシステムを作る必要があると考える。埼玉大学准教授渡辺大輔氏も、NHK『性教育の課題は？ 話題の「包括的性教育」とは？』にて、教員を目指す学生などが養成の時点で性教育について体系的に学ぶ機会がないことについて言及している[17]。これまで見てきたように、包括的性教育は単に生殖に関する事柄だけでなく、恋愛感情や友情感情などを含めた人との関わり方、自分自身の生き方、人権を基盤とした自他尊重など、様々なことを学ぶ。そのため、理科や保健体育だけでなく国語や英語、社会科、家庭科、美術など多様な教科でも扱う内容であるはずだ。大学での教員養成カリキュラムの中に各教科教育法として包括的性教育とのつながりを持った実践法を学べるシステムがあれば、教育現場の内側から各教科の授業における包括的性教育的な側面での質を上げることができるのではないだろうか。

② 学校外部との連携や研修による人材強化

現在日本各地で性教育に力を入れている学校は存在する。しかし校長の意向や学校風土、教職員の知識などによって偏りはあり、NPO 団体 Rebit など外部組織を講師と

[17] NHK (2021)「性教育の課題は？ 話題の「包括的性教育」とは？ ＜用語解説＞」(https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic031.html)(2023 年 11 月 18 日閲覧)

して招いている学校も少数であるのが現状である。また、学校における性教育の阻害要因として、橋本(2011)の研究では「教材や情報が少ない」「研修機会が少ない」などが現場の教員から挙がっていることが明らかになっており、加えて性教育の研修に参加を送った参加者の 84.3%が養護教諭、43.6%が保健体育教諭、9.3%が担任であったことも述べている。つまり、教員の中でも性教育についての知識や実践法を知っている人材に偏りがあり、その研修の機会にも学校や地域でばらつきがあるのだと考えられる。何よりも、橋本(2011)が論じているように、日本の性教育ははどめ規定があるのにも関わらず特定の教科で行うこととする規約はなく、しかし諸外国にはあるような性教育のミニマムスタンダードがないことが特徴であり問題である。前述したように包括的性教育は保健体育科の教員だけが知識をつけていればいいものではなく、教科横断的に様々な教科の教員が学ぶべき概念であると言える。そのため、「管理職も含めた全教員の性教育に対する理解と実践力向上のための研修が必要」(橋本, 2011:17)である。

とは言え、実際に学校現場の教員が多忙であることは喫緊の課題でもある。北欧諸国をはじめとする外国では性教育の専門家が包括的に性教育の授業を担当しているケースもあるように、産婦人科系の専門家や包括的性教育に関して詳しい専門家という人材を積極的に登用することも一つの改善策ではあるだろう。

③ 道徳授業における、「価値的・態度的側面」「技能的側面」の涵養による人権意識の育成

包括的性教育は人権教育でもある。そして日本の公教育における人権教育の核心は道徳教育が担っていること、現在の道徳教育では、人権教育に求められる三つの資質・能力のうち「知識的側面」の涵養が中心となっている傾向があることを第 1 節では述べた。道徳教育の要素だけで人権教育が完結することはないが、人生をいかによりよく生きるかという生き方の問題について考えさせ、「それぞれの関わりにおいて人間らしいよさを求め、人格の形成を図っていく」(小林, 2021:14)ための道徳教育には、人権教育にも通じる要素を十分担っている。そこで、リヒテルズ(2018)が性教育は単に知識を伝達してそれを覚えさせることが目的ではないと述べるように、人権にまつわる知識が知識で終わることのないよう、もしくは単に善悪の道徳心と混同され

ることのないよう、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」を道徳の中で涵養することが必要であると考える。そのために、道徳の授業の内容をより深めていく必要がある。福田(1996:133)は人権教育を基盤とした道徳授業実践について、以下のように述べている。

「道徳」の時間を、道徳的心情の高揚を図る場とか、道徳的判断力の訓練の場、あるいは道徳的知識の習得の場とするだけにとどまらず、自他の人権を尊重し、民主的な人間関係を結べるための具体的な諸技能を習得するための場とするのである。そのために、西欧諸国での活動中心的人権教育の手法をも大胆に取り入れ、活用するのである。

つまり様々な活動を通じて生徒が自ら経験的に人権について知り、複雑な権利を分析し、それに基づいて行動できるような活動的学習を行うのである。その点、海外で行われているワークショップ型の活動や、討議型の活動などがあるが、ここでは実例の列挙は控える。

加えて、現在学校現場で行われている道徳教育の中でも、部落差別や障害者差別などについて扱う教材も多いが、人権＝いわゆる特定の人々だけが持つ権利、その人たちだけの問題、と捉えられないように授業を行う必要がある。すべての人々が持っている普遍的で固有の権利が人権なのであるということを、生徒一人一人が自分事として捉えられる授業を行うことで、他律的な単なる知識注入だけでなく自律的な価値的・態度的側面や技能的側面を磨くことが出来るだろう。

## 第５章　結論と今後の課題

第１章では現在世界各地や日本国内で起きている性暴力、望まない妊娠や中絶の現状を述べた。そしてそれらの現状に対して UNESCO を中心に発表された国際セクシュアリティガイダンスについて取り上げ、包括的性教育を導入する必要性を述べた。日本では未だに包括的性教育が行われていないことに触れたうえで、「なぜ日本の公教育では包括的性教育が普及しないのか」という問いに対し「保健体育以外の専科の中で、包括的性教育の概念を含めたカリキュラム化がなされていないから」という仮説を立てた。この仮説を検証するために、第２章では包括的性教育の八つのキーコンセ

プトを確認した上で、日本における性教育の実態を調査した。日本は戦後、純潔教育として性教育を始めて以降、性教育は主に生徒の性にまつわる逸脱行動や問題行動に対する指導という側面を強めていった歴史がある。「妊娠の経過は取り扱わないものとする」というはどめ規定も 1998 年の学習指導要領改訂の際に加わり、2002 年以降は性教育バッシングが盛んとなった。現在、国の性教育に対するスタンスとしては“子どもたちは社会的責任を十分にとれない存在かつ性感染症等を防ぐという観点から、子どもたちの性行為については適切ではない”、“安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない”、“科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成することなどが重要”としていることが分かった。現在性教育の実施状況としては、妊娠の過程を除く生命の誕生及び身体変化、性感染が主な内容に留まっており、時間数もごくわずかであることが明らかになった。

続く第 3 章では、海外における実践例を調査した。包括的性教育が盛んであるスウェーデン、フィンランド、オランダ、そして国内独自に SEICUS という機関を持つアメリカを取り上げ、それぞれが包括的に性教育を行っていることを確認した。教科横断的に様々な科目で包括的性教育の概念を前提として授業が行われていること、実践において知識やスキルのある教師が多いこと、人権教育と併せて行われていることなどが明らかになった。また、八つのキーコンセプトにもあてはめて検討したが、ほとんどの項目に当てはまっていることが確認できた。

そのうえで、第 4 章では諸外国の実例と日本国内の現状を比較して、日本の性教育の問題の要因について考察した。筆者が取り上げたのは「性教育と政治の問題」「教育現場における道徳心と人権意識の混同」の二点である。

前者は、バッシングを行っている勢力が、自民党を中心とする与党や新しい歴史教科書をつくる会などであることを明らかにした。そして性的自立や性的自己決定権の否定、家父長制の存続や男らしさ・女らしさイデオロギーの継続は家族観に直結し、保守的な国家構築を目指す上では包括的性教育の実施は問題であると考えられているからと考察した。加えて、与党一部議員らは、性教育への介入をきっかけとして、教育現場に強制介入するねらいがあったのではないかという考察も行った。

後者は、包括的性教育の核が人権教育にあることから、学校教育における人権教育の扱われ方について要点を置いた。文部科学省が道徳教育における人権意識の涵養を

推進していることから、道徳の授業の中で「知識的側面」が育成できることはあっても、事実として「単なる善悪感情に基づく判断＝人権」というような間違った捉え方を教えてしまう可能性が懸念される。加えて、人権にまつわる知識を基にした「価値的・態度的側面」や「技能的側面」を育成するのは難しいことがわかった。

ここまでの考察を踏まえて、「なぜ日本の公教育において包括的性教育が普及しないのか」という問いに対する仮説「保健体育以外の専科の中で、包括的性教育の概念を含めたカリキュラム化がなされていないから」は、そもそも保健体育科ですら包括的性教育のカリキュラムがないことから、筆者が立てた仮説以前の問題であることが分かった。第一に政治的な介入や圧力があるため、単科で教える以前の問題として、そもそも包括的性教育を公に行えないということが言える。加えて、学校教育の内部的な要因としては、人権教育として確立された科目がないことや、中心的に道徳教育の中だけで人権意識を涵養しようとするため、道徳心＝人権意識とされがちなことが挙げられる。そして、（1）包括的性教育の中核に人権教育があること（2）海外では人権意識を大切にしながら包括的性教育が実践されていること （3）日本では人権教育があいまいなこと（4）包括的性教育が実践できていないこと、これらについて考えると、そもそも日本の持つ人権意識や人権教育というものと、国際的な人権意識にギャップがあるのではないかと考えられる。そのために、包括的性教育の普及も遅れているし、人権というものの扱われ方や教育現場での教え方に違いがある。だからこそ、教育現場で確実に子供たちに「自分の命について」「自分以外の人々の命について」「侵されてはいけない権利について」教えることが出来るよう、まずは政治的な介入を排除すること、そして国家の持つ「固定的な家族観」「性や生に関する方針」を抜本的に変化させることが必要である。そしてそれらと密接に結びつき、人々のアイデンティティーや命、人権を守る教育である包括的性教育を一刻も早く普及させることが求められる。

本研究では日本人の持つ人権意識と国際的な人権意識の具体的な違いや、道徳の授業における人権意識を確実に育むための具体的な実践案などを深く考察することが出来なかった。今後の課題として、筆者が実際に学校現場に出た際に自ら実践事例を積み上げていきたい。

**参考文献**

浅井春夫（2020）『包括的性教育　人権、性の多様性、ジェンダー平等を柱に』大月書店
浅井春夫・子安潤・鶴田敦子・山田綾・吉田和子『ジェンダー/セクシュアリティの教育を創る』明石書店(2006)
石川由香里・土田陽子・中澤智恵「ジェンダー規範の性行動に及ぼす影響と性教育の課題」(2016)
小林幹夫『道徳教育と道徳科の授業展開』明星大学出版部(2021)
戸口太功耶・葛西真記子「性の多様性に関する教育実践の国際比較」(2016)
“人間と性”教育研究協議会『性教育の在り方、展望』大月書店(2006)
橋本紀子『フィンランドのジェンダー・セクシュアリティと教育』赤石書店(2006)
PLAN YOUTH GROUP「ユースから見た日本の性教育の実態調査報告書」(2021)
橋本紀子・篠原久枝・田代美江子「日本の中学校における性教育の現状と課題」(2011)
福田弘『人権意識を高める道徳教育』学時出版(1996)
藤田昌士・奥平康照『道徳教育の批判と創造』エイデル研究所(2019)
リヒテルズ直子『0 歳からはじまるオランダの性教育』日本評論社(2018)

**参考サイト**

一般社団法人日本家族計画協会(2022)「家族と健康」
(https://www.jfpa.or.jp/kazokutokenko/topics/001431.html)( 2023 年 10 月 27 日閲覧)

神戸新聞 NEXT (2022)「いのちを学ぶ」
(https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/inochimanabu/202201/0014965365.shtml)
(2023 年 1 1 月 10 日閲覧)

島恒生（2013）『人権教育と道徳教育の関連』
(https://blhrri.org/old/info/book_guide/kiyou/ronbun/kiyou_0198-03_shima.pdf)

部落解放研究：部落解放・人権研究所紀要/部落解放・人権研究所編(198), pp.15-27.　（2023 年 111 月 15 日閲覧）

WHO(2021)「Violence against women」(https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/violence-against-women)（2023 年 10 月 13 日閲覧).

東京新聞 web（2020）「東京すくすく」（https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/education/29092/）（2023 年 10 月 14 日閲覧）

NHK (2021)「学校の性教育で“性交”を教えられない 「はどめ規定」ってなに？」(https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210826a.html)（2023 年 11 月 28 日閲覧）

NHK (2021)「性教育の課題は？ 話題の「包括的性教育」とは？ ＜用語解説＞」(https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic031.html)（2023 年 11 月 18 日閲覧）

ヒューライツ大阪（2023)「国連人権理事会、第 4 回 UPR 審査の勧告に対する日本政府の回答結果文書を採択①＿「フォローアップ」編（7/10)」(https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2023/07/upr710.html)（2023 年 11 月 30 日閲覧）

文部科学省（2005)「 4. その他－健やかな体を育む教育という観点から，今後，学校教育活動全体で取り組むべき課題について－」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm)（2023 年 9 月 26 日閲覧）

文部科学省（2022)「学校における性に関する指導について」(https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000838180.pdf)（2023 年 9 月 26 日閲覧）

文部科学省（2008)「人権教育　第三次とりまとめ」

（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm）（2023 年 11 月 5 日閲覧）

文部科学省　（2022）「学校における性に関する指導及び関連する取組の状況について」（https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000838180.pdf）（2023 年 10 月 21 日閲覧）